

〈第46回〉

定時株主総会 招集ご通知



場所

東京都江東区有明三丁目4番10号
東京ファッションタウンビル（TFTビル）
西館2階 TFTホール500

日時

平成29年3月24日（金曜日）午前10時
（受付開始時間：午前9時）

目次

第46回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	20
監査報告書	22
株主総会参考書類	26

決議 事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員でない取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

株式会社大塚家具

証券コード：8186

(証券コード 8186)
平成29年3月7日

株 主 各 位

東京都江東区有明三丁目6番11号
株式会社 大塚家具
代表取締役社長 大塚 久美子

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年3月24日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都江東区有明三丁目4番10号
東京ファッションタウンビル（TFTビル）西館2階 TFTホール500
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第46期（自平成28年1月1日） 事業報告及び計算書類報告の件
至平成28年12月31日）
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取り扱いについて

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(2) 一部書類のインターネット上のウェブサイト掲載について

招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>) に掲載することをお待ちして、株主のみなさまに対するご提供とみなさせていただきますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

- ① 株主資本等変動計算書
- ② 計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.idc-otsuka.jp/company/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自平成28年1月1日)
(至平成28年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度は、景気において弱さが見られながらも緩やかな回復基調が続くなか、個人消費においては消費マインドに足踏みがみられました。

このような環境のもと、当社では、新築需要に加え重要性を増している買い替え・単品買い需要取り込みに向けた店舗リニューアルをはじめとする既存店改革、IDCパートナーズを生かした顧客との長期的な関係構築、新規出店や提携販売、リユース、法人需要取り込み強化に向けた諸施策に取り組みました。

既存店改革におきましては、気軽さと充実したサービス提供の両立を目指し2月に全店舗をリニューアルオープンし、新たなオペレーション体制を本格的に始動しました。併せて、お客さまとの継続的な関係を築くIDCパートナーズの活用や12月に新設した外商部を中心とする個人外商など、顧客深耕、リレーション強化のための取り組みも推進しました。

店舗網につきましては、1月に当社では初進出となる北海道に、営業所「IDC OTSUKA サッポロファクトリー」を開設しました。9月には、人員の多機能化による少人数オペレーションや外商活動の積極化など、新たな店舗展開のモデルケースとなる標準型店舗「IDC OTSUKA 南船橋店」をオープンしました。10月には、アウトレット品・リユース品を専門に扱う新業態店舗「IDC OTSUKA アウトレット&リユース 大阪南港」をオープンしました。また、より多くの地域において「より豊かな暮らしづくり」の提案をすべく、10月以降、地元企業との業務提携により、従来当社店舗のなかった広島、姫路での当社商品やサービスの供給を本格化する販売拠点を新設しました。

リユース事業におきましては、既存家具の処分に対する抵抗感を取り除くことによる買い替え促進、「良いものを使い継ぐ」循環型社会の実現、信頼できる家具リユース市場の確立による家具市場全体の活性化を目指し、本格始動しました。リユース事業の認知拡大と買い替え促進の一環として実施した「買取り・下取りキャンペーン」においては想定を上回る反響があり、「買取り」「下取り」への関心や潜在需要が高いことがうかがえました。

また、ホテルや企業など法人需要取り込みにおいては、他企業との新規提携や提携再開、「大阪コントラクト営業部」新設など、従来関東を中心に行なっていた営業活動の他エリアへの拡充を含め法人部門の活動も強化しました。

商業立地にある路面店における来店客数は増加し、顧客対応の熟練度は向上、下期においては買取り・下取りキャンペーンや新規出店の効果により改善がみられました。しかしながら、本質的なブランディングや来店頻度を高めるためのインテリア・アクセサリーの商品開発の進捗は不十分であり、また新築関連需要については新築住宅の供給が低水準ななか、住宅事業者との提携再開が遅れたことが、新築関連需要依存度の高い大型店の低迷に繋がり、消費環境の弱さも相まって売上は低調となりました。

以上の結果、売上高は463億7百万円（前期比20.2%減）となりました。主な内訳は、店舗が443億6百万円（前期比21.2%減）、コントラクトが19億24百万円（前期比12.7%増）であります。売上総利益は、247億20百万円（前期比19.8%減）、販売費及び一般管理費は293億18百万円（前期比3.5%減）、営業損失は45億97百万円（前期は4億37百万円の利益）、経常損失は44億36百万円（前期は6億33百万円の利益）、当期純損失は45億67百万円（前期は3億59百万円の利益）となりました。

部門別商品別売上高

区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %	区 分		金 額 百万円	構成比 %	前期比増減 %
家 具	収 納 家 具	780	1.7	△31.3	家 具	電 気 ・ 住 器	1,656	3.6	△24.1
	和 家 具	136	0.3	△41.1		単 品	1,057	2.3	△22.9
	応 接	11,033	23.8	△24.1		リトグラフ・絵画	35	0.1	△29.0
	リビングボード	2,452	5.3	△25.2		そ の 他	2,302	5.0	7.5
	学 習 ・ 事 務	2,407	5.2	△14.5		家 具 売 上 高 計	46,241	99.9	△20.2
	ダ イ ニ ン グ	8,946	19.3	△21.6		不 動 産 賃 貸 収 入	66	0.1	13.2
	ジュータン・カーテン	3,858	8.3	△19.3	合 計	46,307	100.0	△20.2	
	寝 具	11,573	25.0	△17.4					

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は5億9百万円で、その主なものは、店舗設備費用、システム開発費用であります。

(3) 資金調達の様況

当社は、当事業年度においては、営業損失45億97百万円、経常損失44億36百万円、当期純損失45億67百万円を計上し、営業キャッシュ・フローも57億70百万円のマイナスとなりました。しかしながら当社は、当事業年度末において現金及び預金38億53百万円を保有し、また運転資金及び店舗出店等に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能とするため取引金融機関2社とコミットメントライン契約を締結しており継続企業の前提に関する不確実性は認められないと判断しております。

なお、当事業年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

顧客ニーズや為替変動などに適応した付加価値の高い「商品開発」、質の高いコンサルティング等を支える「人材育成」、価格競争力を維持するための「効率化」を不断に取り組むべき第一義的な課題と考え、経営戦略の推進及びそのために必要となる経営体制の整備を図ってまいります。

特に以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

① ビジネスモデルの構築・定着

店舗運営の仕方を見直し、消費者により快適に当社を利用していただけるような店舗作りを推進するとともに、そのような変化を遂げた当社の認知拡大に注力してまいります。また店舗における新たな営業体制の定着を加速させ、衣食住の中で「住」を充実させようという消費者のニーズに応え得るビジネスモデルを構築してまいります。

② 人材育成

新たなビジネスモデルを機軸とし、多様化する消費者のニーズに最適なソリューションを提案できる人材を引き続き育成するとともに、次世代の経営を担う人材の育成に取り組んでまいります。

③ コーポレートガバナンス

変革期にある当社では、外部からの助言や監督が必要であり、バックグラウンドの異なる独立社外取締役を選任するなど取締役会の機能の充実に重点を置き、コーポレートガバナンス・コードを踏まえたコーポレートガバナンス強化に取り組んでまいります。

④ 固定費率の適正化

当社では、固定費が売上高との比較で高い水準にあります。次世代店舗網構築に向けたスクラップアンドビルドを行い、テナント導入等により自社使用分の最適化を図るとともに、全社ベースでの人員再配置や直間比率の改善による効率化を推進し、固定費圧縮に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	第43期 (平成25年12月期)	第44期 (平成26年12月期)	第45期 (平成27年12月期)	第46期(当期) (平成28年12月期)
売 上 高 (百万円)	56,230	55,501	58,004	46,307
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	1,004	△242	633	△4,436
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	856	473	359	△4,567
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	46.19	25.53	19.38	△257.10
総 資 産 (百万円)	47,657	46,710	45,712	37,685
純 資 産 (百万円)	36,250	34,665	34,464	26,024

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除し、算出しております。
2. 第45期(平成27年12月期)より1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「株式付与ESOP信託」が所有する当社株式の数を控除しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
当社には重要な連結子会社がないため、連結計算書類を作成していません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

家具小売(収納、寝具、ダイニング、応接家具等)

(12) 主要な営業所等

名 称	所 在 地	TEL
本 社	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 4321(代)
有明本社 ショールーム	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (5530) 5555(代)
IDC OTSUKA サッポロファクトリー	北海道札幌市中央区北二条東四丁目	011 (200) 4321(代)
銀座 本 店	東京都中央区銀座一丁目9番13号	03 (3562) 4321(代)
春日部 ショールーム	埼玉県春日部市中央一丁目9番7号	048 (754) 4321(代)
所沢 ショールーム	埼玉県所沢市北中二丁目177番4号	04 (2928) 4321(代)
南 船 橋 店	千葉県船橋市浜町二丁目2番7号	047 (420) 4321(代)
新宿 ショールーム	東京都新宿区新宿三丁目33番1号	03 (5379) 4321(代)
立川 ショールーム	東京都立川市曙町二丁目39番3号	042 (523) 4321(代)
横浜みなとみらいショールーム	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番5号	045 (650) 4321(代)
名古屋栄 ショールーム	愛知県名古屋市東区東桜一丁目14番27号	052 (951) 4321(代)
名古屋星崎 ショールーム	愛知県名古屋市南区星園町35	052 (819) 4321(代)
神戸 ショールーム	兵庫県神戸市中央区東川崎町一丁目2番2号	078 (360) 4321(代)
大阪南港 ショールーム	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 4321(代)
アウトレット&リユース大阪南港	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6612) 7770(代)
福岡 ショールーム	福岡県福岡市博多区下川端町3番1号	092 (281) 4321(代)
仙台 ショールーム	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目2番15号	022 (714) 4321(代)
LIFE STYLE SHOP 名古屋駅前	愛知県名古屋市中区区名駅四丁目8番19号	052 (551) 4321(代)
Modern Style Shop 淀屋橋	大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号	06 (6222) 4321(代)
アウトレット&リユース横浜	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 4321(代)
本社 コントラクト 営業部	東京都江東区有明三丁目6番11号	03 (6426) 0133(代)
大阪 コントラクト 営業部	大阪府大阪市住之江区南港北二丁目1番10号	06 (6616) 7680(代)
青海 サービス センター	東京都江東区青海四丁目4番15号	03 (5564) 0011(代)
横浜 サービス センター	神奈川県横浜市鶴見区寛政町21番1	045 (505) 1234(代)
名古屋星崎 サービス センター	愛知県名古屋市南区星園町35	052 (819) 0011(代)
大阪港 サービス センター	大阪府大阪市港区海岸通二丁目6番15号	06 (6572) 1011(代)
九州 サービス センター	福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目3番1号	092 (963) 5711(代)
仙台 サービス センター	宮城県仙台市泉区大沢三丁目3番1号	022 (772) 4321(代)

- (注) 1. IDC OTSUKA サッポロファクトリーを平成28年1月1日をもちまして開設いたしました。
 2. 大阪コントラクト営業部を平成28年6月1日をもちまして開設いたしました。
 3. 南船橋店を平成28年9月15日をもちまして開設いたしました。
 4. アウトレット&リユース大阪南港を平成28年10月15日をもちまして開設し、横浜アウトレットは同日をもちましてアウトレット&リユース横浜へ改称いたしました。
 5. コントラクト営業部を平成28年12月1日をもちまして廃止し、同日、新たに本社コントラクト営業部を開設いたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	1,100名	△58名	38.8歳	14.0年
女性	562	△24	33.2	9.3
合計又は平均	1,662	△82	36.9	12.4

(注) 執行役員は、従業員数に含まれておりません。

(14) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額30億円）を締結しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 43,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,639,946株（自己株式1,760,054株を除く。）
- (3) 株主数 14,331名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,488千株	8.44%
株式会社 ききょう企画	1,292	7.32
日本生命保険相互会社	1,140	6.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	570	3.23
東京海上日動火災保険株式会社	520	2.95
大塚 春雄	495	2.81
株式会社 ジャックス	480	2.72
株式会社 三井住友銀行	351	1.99
大塚家具従業員持株会	342	1.94
みずほ証券株式会社	300	1.70

(注) 持株比率は、自己株式1,760,054株（「株式付与ESOP信託口」が保有する自己株式104,400株を除く）を除外して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 塚 久美子	
取 締 役	宮 本 恵 司	社長補佐 一般社団法人日本パブリックビューイング協会(JPVA)代表理事代行 株式会社ジャパン・マネージメント・パートナーズ代表取締役社長 株式会社ジャパン・マーケティング・コミュニケーションズ取締役社長 株式会社パス・コミュニケーションズ代表取締役社長
取 締 役	佐 野 春 生	専務執行役員営業本部長兼営業企画部長 リンテリア株式会社代表取締役社長
取 締 役	山 田 和 男	執行役員（不動産担当）
取 締 役	大 塚 雅 之	執行役員社長室長 リンテリア株式会社取締役
取 締 役	阿久津 聡	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 株式会社アダストリア社外取締役
取 締 役	長 沢 美智子	東京丸の内法律事務所弁護士 独立行政法人都市再生機構契約監視委員会委員長 日本振興清算株式会社代表清算人 国土交通省国立研究開発法人審議会委員 一般財団法人セゾン現代美術館監事
取 締 役	緒 方 節 子	
取 締 役	渡 邊 太 門	東京海上アセットマネジメント株式会社社外取締役 株式会社構造計画研究所取締役副社長
取 締 役	朝 永 久見雄	株式会社Hidden Gems代表パートナー
常勤監査役	稲 岡 稔	
常勤監査役	西 山 都	西山都公認会計士事務所公認会計士
監 査 役	田 路 至 弘	岩田合同法律事務所弁護士 株式会社常陽銀行コンプライアンス監査委員会委員 環境省物品・役務等に係る契約適正化監視等委員会委員 TANAKAホールディングス株式会社社外監査役 成蹊大学法科大学院非常勤講師 東京大学大学院法学政治学研究所附属ビジネスロー・比較法政研究センター（IBC）客員教授
監 査 役	隈 元 慶 幸	堀総合法律事務所弁護士 株式会社パソナ社外監査役 小倉クラッチ株式会社社外監査役 株式会社オルトプラス社外監査役 東京逋信病院治験審査委員会委員 株式会社ナノエッグ社外監査役 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズコンプライアンス委員会委員 神奈川大学法学部特任教授 株式会社アイリッジ社外取締役（監査等委員） 株式会社リビングスタイル社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の地位・担当の異動

平成28年2月1日付

氏名	(新)	(旧)
山田和男	取締役執行役員営業副本部長兼本社ショールーム統括担当部長兼有明本社ショールーム店長	取締役執行役員営業副本部長

平成28年5月20日付

氏名	(新)	(旧)
大塚久美子	代表取締役社長	代表取締役社長兼営業本部長
佐野春生	取締役専務執行役員営業本部長	取締役専務執行役員流通本部長兼経営企画室長
山田和男	取締役執行役員営業副本部長兼本社ショールーム統括担当部長	取締役執行役員営業副本部長兼本社ショールーム統括担当部長兼有明本社ショールーム店長

平成28年7月27日付

氏名	(新)	(旧)
山田和男	取締役執行役員(業務管理部管掌)	取締役執行役員営業副本部長兼本社ショールーム統括担当部長
大塚雅之	取締役執行役員コントラクト営業部長	取締役執行役員営業副本部長兼コントラクト営業部長

平成28年8月26日付

氏名	(新)	(旧)
宮本恵司	取締役社長補佐	取締役(社外取締役)
西山都	常勤監査役(社外監査役)	監査役(社外監査役)

平成28年11月1日付

氏名	(新)	(旧)
佐野春生	取締役専務執行役員営業本部長兼営業企画部長	取締役専務執行役員営業本部長
山田和男	取締役執行役員(不動産担当)	取締役執行役員(業務管理部管掌)
大塚雅之	取締役執行役員社長室長兼コントラクト営業部長	取締役執行役員コントラクト営業部長

平成28年12月1日付

氏名	(新)	(旧)
大塚雅之	取締役執行役員社長室長	取締役執行役員社長室長兼コントラクト営業部長

2. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動

平成29年2月22日付

氏名	(新)	(旧)
佐野春生	取締役専務執行役員営業本部長	取締役専務執行役員営業本部長兼営業企画部長

- 取締役のうち、阿久津聡氏、長沢美智子氏、緒方節子氏、渡邊太門氏及び朝永久見雄氏は社外取締役であります。なお、同氏らは、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
- 取締役宮本恵司氏、阿久津聡氏、長沢美智子氏、渡邊太門氏及び朝永久見雄氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、宮本恵司氏は平成28年8月26日付で取締役社長補佐に就任しております。
- 取締役長沢美智子氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査役稲岡稔氏、西山都氏、田路至弘氏及び隈元慶幸氏は社外監査役であります。なお、同氏らは、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
- 監査役西山都氏、田路至弘氏及び隈元慶幸氏の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

8. 監査役西山都氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査役田路至弘氏及び隈元慶幸氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 当社は執行役員制を導入しております。平成29年2月22日現在の執行役員は前掲の執行役員を兼務する取締役の他に次の8名を加え11名で構成しております。

執行役員	吉田佳也	人事部長
執行役員	藤野欽靖	社長室プロジェクト担当部長
執行役員	喜多卓則	総務部長
執行役員	直井丈宏	外部部シニアエキスパート
執行役員	杉谷仁司	財務部長兼経営企画室長
執行役員	杉本真人	商品部長
執行役員	風巻穰	流通本部長
執行役員	植野隆司	品質管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	10名 (6名)	119,187 (33,500)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	31,200 (31,200)
合 計	14名	150,387

- (注) 1. 上記社外取締役の人員には、平成28年8月26日付で業務執行取締役に就任した社外取締役1名が含まれております。当事業年度末現在の人員は、取締役10名(うち社外取締役5名)、監査役4名(うち社外監査役4名)であります。
2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額11,067千円が含まれております。
3. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する報酬として43,200千円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	宮 本 恵 司	平成28年8月26日付で取締役社長補佐に就任するまでに開催された取締役会全10回のうち10回に出席し、小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な経験と高い見識から発言を適宜行っております。
取 締 役	阿久津 聡	当事業年度開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、ブランド・マネジメント研究の専門家としての知識と経験から発言を適宜行っております。
取 締 役	長 沢 美智子	当事業年度開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
取 締 役	緒 方 節 子	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、国内外の複数の戦略コンサルティング会社で、様々な企業の市場開発・事業提携等をサポートした知識と実績から発言を適宜行っております。
取 締 役	渡 邊 太 門	当事業年度開催の取締役会全15回のうち13回に出席し、大手金融機関の取締役・執行役としての経験から、資本市場における豊富な知識と実績を有すると共に、コーポレートガバナンスの運用を重視する大手日系運用機関の社外取締役に就任するなど、ガバナンスの分野における知見と実績から発言を適宜行っております。
取 締 役	朝 永 久見雄	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、信託銀行のファンドマネージャー及び国内外の証券会社等において小売部門のアナリストとして活躍し、小売業界に関する豊富な経験と高い見識から発言を適宜行っております。
監 査 役	稲 岡 稔	当事業年度開催の取締役会全15回のうち15回に出席し、また監査役会全14回のうち14回に出席し、小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な知見に加え、CSR、社会貢献に注力した実績を有すると共に、企業法務に係る豊富な知識と経験等から発言を適宜行っております。
監 査 役	西 山 都	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、また監査役会全14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
監 査 役	田 路 至 弘	当事業年度開催の取締役会全15回のうち12回に出席し、また監査役会全14回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。
監 査 役	隈 元 慶 幸	当事業年度開催の取締役会全15回のうち14回に出席し、また監査役会全14回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的な見地から発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------|----------|
| ① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 39,500千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 43,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、会計に関する相談業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると認めた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認めた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3か月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)の処分を受けました。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。なお、当事業年度においては、平成28年1月27日開催の取締役会にて一部改定いたしました。当事業年度末日時点における「業務の適正を確保するための体制」の内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員は、大塚家具グループの企業行動基準に基づき、法令及び社内規程等の遵守はもとより、社会規範を尊重し、企業の社会的責任を十分に認識して良識ある事業運営及び職務の遂行を心掛けるものとする。当社は、役職員全員に企業行動基準小冊子と内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布して遵守を徹底する。
- ② 当社は、コンプライアンスに違反する行為等を未然に防止するために、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口において通報を受付けたときは、コンプライアンス・リスク管理委員会（以下、「CR委員会」という。）において迅速かつ適切に調査し、コンプライアンスに違反する事実を確認したときは、是正措置及び再発防止策を実施する。
- ③ 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能を強化し、かつ経営の客観性を確保するために、株主総会の選任により社外取締役を設置する。
- ④ 当社は、役員指名及び取締役の報酬に関する重要事項の検討を行い、その結果を取締役に答申する指名報酬諮問委員会を設置する。
- ⑤ 監査役は、取締役の職務執行を監査するために、必要な範囲で取締役会以外の重要な会議体にオブザーバーとして出席することができる。
- ⑥ 内部監査部門は、内部監査規程、内部統制規程及び監査計画に基づき、業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、監査の結果は、代表取締役社長及び監査役のみならず、指定された関連部署の長にも伝達して監査情報を共有する。監査対象部署に指摘事項等が発見された場合は、是正を指示し、その是正状況を確認する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報並びにこれを記録した文書及び電磁的記録等は、法令、定款、文書保存規程、機密情報管理規程、稟議規程等に基づき適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報を随時閲覧又は聴取できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、損失の危険の管理に関する規程として、リスク管理規程、コンプライアンス・リスク管理委員会規程、内部通報規程、投資委員会規程、インサイダー取引管理規程、情報システムセキュリティ規程、個人情報保護規程等を制定し、各規程を適切に運用する。
- ② CR委員会は、会社が直面する又は将来直面する可能性のあるコンプライアンスに関する問題、企業価値や事業運営に重大な影響を及ぼす緊急事態に対して、迅速かつ適切に対策を決定して実施し、その実施状況を確認するとともに再発防止策を速やかに講じる。また、CR委員会が必要と判断した事項は、代表取締役社長へ報告又は決裁を仰ぎ迅速に対応する。CR委員会の委員長は、コンプライアンス・リスク管理を担当する執行役員とする。
- ③ リスク管理を所管する部署は、業務遂行の適正性を管理するとともに、リスクの発生を未然に防止する組織横断的なリスク管理を行い、その有効性を定期的に評価する。
- ④ 大災害等の緊急事態が発生した場合、当社は、事業を継続するにあたり、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損失を最小限に止めるための対策を迅速かつ的確に決定し実行する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に定める重要事項を決議する。また、取締役の職務執行を監督する。
- ② 代表取締役社長の諮問により経営に関する重要事項の立案、調査及び検討を行い、その結果を答申する諮問委員会を設置する。
- ③ 執行役員制度に基づき、経営の意思決定機能及び監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの機能を強化して、効率的に職務を執行する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社並びに子会社の役職員は、大塚家具グループの企業行動基準及び業務の適正を確保するために必要な諸規程を遵守するものとする。子会社の内部統制システムは、原則として子会社が自主的に整備するものとし、必要に応じて当社に助言を求める。
- ② 子会社を所管する部署の長は適宜、当社の内部監査部門に業務監査の実施を指示し、その結果を取締役会及び監査役に報告する。

- ③ 子会社の役職員は、大塚家具グループに著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直ちに、当社の子会社を所管する部署の長、又は内部通報の受付窓口を通じてCR委員会に報告するものとし、CR委員会は、対応を協議し迅速に対処する。
- ④ 子会社を所管する部署の長は、効率的なグループ経営を推進するため、必要ある場合は子会社との会議を開催して情報交換を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役が職務を補助する役職員を求めた場合、当社は、必要な役職員を配置する。
- ② 監査役が職務を補助する役職員は、その職務にある期間は、当該監査役以外の役職員からの指揮命令は受けない。また、当該役職員の当該期間における人事考課等については、監査役会の意見を尊重する。
- ③ 監査役が職務を補助する役職員は、監査役が必要と認めた場合に限り、監査役と共に、取締役会その他の重要な会議体に出席することができる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 役職員は、社内外からの情報により、当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、直接又はリスク管理を所管する部署を通じて当該事実を監査役に報告する。
- ② リスク管理を所管する部署の長及び内部監査部門の長は、定例で監査役とのミーティングを開催し、リスク管理の状況、業務監査の結果及び内部統制の運用状況の評価等について報告する。
- ③ 監査役は、いつでも役職員に対して報告を求め、関連する資料を徴求することができる。

(8) 子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 子会社の役職員は、子会社に著しい損失を与えるおそれのある事実を察知したときは、当該事実を子会社を所管する部署の長に報告する。
- ② 子会社を所管する部署の長は、子会社の役職員から報告を受けた事項について、すみやかに当社の監査役に報告するものとする。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社は、監査役に報告をした者について報告の事実及び報告内容を秘匿し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨、関連規程において明記する。
- ② 監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を求められた場合には、当該費用等が明らかに監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これに応じる。

(11) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は、会計監査人、リスク管理を所管する部署の長、内部監査部門の長及び子会社を所管する部署の長等との連携を密にし、効率的に監査を実施する。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に準拠した内部統制システムの整備、運用及び評価を行う指針として内部統制規程を制定する。
- ② 当社は、構築した内部統制システムの整備状況及び運用状況を評価した上で、適宜、必要な是正を行って内部統制システムを適正に機能させることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(13) 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社は、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりをもち、毅然とした態度で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針とし企業行動基準に定める。

- ② 当社は、反社会的勢力の排除に関し、企業行動基準に基本的な考え方を示し役職員全員に周知徹底を図るとともに、対応マニュアルを整備し、警察や顧問弁護士等と連携して組織全体として対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

全役職員に企業行動基準小冊子及び内部統制・コンプライアンスハンドブックを配布し、コンプライアンスの徹底を図っております。また、コンプライアンスを所管する部署において、業務の適正性や各種法改正等の状況に応じて、社内規程等を適時適切に整備するとともに、社内に周知し、遵守を徹底しております。

(2) リスク管理体制

リスク管理を所管する部署は、業務プロセスや不正リスク等に関してのレビューを実施し、各部署との情報共有を図るとともに、全社におけるリスク情報の迅速な報告体制を整備して適切に対応しております。報告されたリスク情報は、CR委員会において迅速に対処し、適切に措置しております。

(3) 財務報告に係る内部統制

内部監査室が実施する全社的な内部統制の有効性の評価、及び各業務のプロセスオーナーによる内部統制の自主点検を年2回実施し、内部統制の有効性及び適正性を検証するとともに、その結果については、CR委員会の審議を経て、取締役会に報告しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,094,444	流動負債	7,633,826
現金及び預金	3,853,798	支払手形	1,373,318
受取手形	30,204	買掛金	1,824,476
売掛金	2,496,392	未払費用	358,448
商品	14,302,114	未払法人税等	1,687,315
前渡金	58,878	前受り金	64,856
前払費用	902,211	預り金	1,715,876
その他の	450,844	販売促進引当金	299,497
		ポインットの引当金	38,574
		その他	109,941
			161,522
固定資産	15,591,319	固定負債	4,027,701
有形固定資産	3,685,490	受入保証金	74,861
建物	790,289	役員退職慰労引当金	496,703
構築物	20,127	資産除去債務	351,147
機械及び装置	2,096	繰延税金負債	723,267
車両運搬具	66	長期預り金	2,381,722
工具、器具及び備品	458,695	負債合計	11,661,528
土地	2,414,213		
無形固定資産	167,842	(純資産の部)	
ソフトウェア	119,887	株主資本	24,091,551
その他	47,955	資本金	1,080,000
投資その他の資産	11,737,987	資本剰余金	3,772,165
投資有価証券	5,513,983	資本準備金	3,690,470
関係会社株式	97,000	その他資本剰余金	81,695
長期前払費用	28,876	利益剰余金	21,550,536
差入保証金	5,989,612	利益準備金	270,000
その他	110,114	その他利益剰余金	21,280,536
貸倒引当金	△1,600	別途積立金	25,820,000
		繰越利益剰余金	△4,539,463
		自己株式	△2,311,151
		評価・換算差額等	1,932,684
		その他有価証券評価差額金	1,932,684
		純資産合計	26,024,235
資産合計	37,685,764	負債及び純資産合計	37,685,764

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

損益計算書

(自平成28年1月1日
至平成28年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		46,307,846
売 上 原 価		21,587,089
売 上 総 利 益		24,720,756
販売費及び一般管理費		29,318,318
営 業 損 失		4,597,561
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	83,815	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	90,350	174,166
営 業 外 費 用		13,430
経 常 損 失		4,436,824
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	417,698	
固 定 資 産 売 却 益	43,128	
厚生年金基金解散損失引当金戻入額	176,897	637,725
特 別 損 失		
減 損 損 失	297,261	
固 定 資 産 売 却 損	12,248	309,510
税 引 前 当 期 純 損 失		4,108,609
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	31,254	
法 人 税 等 調 整 額	427,239	458,494
当 期 純 損 失		4,567,104

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨て表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年2月22日

株式会社 大塚家具
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 明典 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 板谷 秀穂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大塚家具の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査に

は、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務管理部、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月22日

株式会社	大塚家具	監査役会	
監査役 (常勤社外監査役)	稲	岡	稔 ㊟
監査役 (常勤社外監査役)	西	山	都 ㊟
監査役 (社外監査役)	田	路 至	弘 ㊟
監査役 (社外監査役)	隈	元 慶	幸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社の配当方針は、株主への利益還元を重要な課題の一つとして位置づけ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本としたうえで、財務状況や業績の見通し等を勘案しながら総合的に判断・決定していくこととしております。

期末配当につきましては、株主還元指標としてDOE（株主資本配当率）を重視し、業績及び将来見通し等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき80円 総額1,411,195,680円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年3月27日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

株主への安定的配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 6,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります（現行定款第33条ないし第42条、並びに変更案第4条、第20条ないし第23条、第25条、第27条ないし第29条、第31条、第33条ないし第36条、第39条及び附則）。
- (2) 今後の事業展開に備えて、事業目的を追加及び一部改定するものであります（変更案第2条）。
- (3) 経営環境の変化に対し機動的に対応できる執行体制を構築し、より一層のコーポレートガバナンスの強化を図るため、役付取締役及び相談役に関する規定を削除し、併せて株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について所要の変更を行うものであります（現行定款第24条、並びに変更案第15条、第23条、及び第24条）。
- (4) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、その他、用字・用語の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(8) 飲食店、喫茶店、遊戯場、スポーツ・美術館等の文化施設及び<u>学習教室の経営</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(9) ～ (10) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(11) ～ (19) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(20) ～ (21) (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条</p> <p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集する。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(8) 飲食店、喫茶店、遊戯場、スポーツ・美術館等の文化施設の経営及び<u>各種教育事業</u></p> <p>(9) <u>ホテル及び旅館の経営</u></p> <p>(10) <u>高齢者住宅・施設の経営及び介護サービス事業</u></p> <p>(11) <u>保育施設の経営及び保育サービス事業</u></p> <p>(12) ～ (13) (現行どおり)</p> <p>(14) <u>一般及び特定労働者派遣事業</u></p> <p>(15) ～ (23) (現行どおり)</p> <p>(24) <u>清掃及び産業廃棄物収集運搬業務</u></p> <p>(25) ～ (26) (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 15 条</p> <p>1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集する。<u>代表取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 株主総会においては、<u>取締役社長</u>が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 20 条</p> <p><u>1. 当社の監査等委員でない取締役は、6名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 21 条</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 22 条</p> <p><u>1. 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、又必要に応じ、取締役会長 1 名を選定することができる。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第 24 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条</p> <p>1. 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 33 条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 34 条</p> <p>1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 35 条</p> <p>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第 28 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤監査役)</p> <p>第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 39 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 40 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条</p> <p>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名をする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第 43 条～第 44 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 46 条～第 47 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 48 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 49 条 (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 37 条～第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 39 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 40 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>第 43 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 <u>第46回定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の取締役会による免除及び監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員でない取締役候補者は以下に記載のとおりです。

候補者番号

1

おおつか く み こ
大塚久美子

昭和43年2月26日生

再任

監査等委員でない取締役候補者とする理由

当社代表取締役社長就任以後、一貫して当社のガバナンス体制の構築を通じた健全な企業文化の醸成に尽力しております。また、経営の透明性を確保し、機動的かつ実践的な経営体制の整備に取り組み、昨年はリユース事業の本格始動や新店舗戦略の推進を図り、中長期的な企業価値向上・持続的成長へ向けてリーダーシップを発揮しております。家具販売事業に関する深い知識・経験を有するとともに、広く当社グループの従業員、及びお客さまや取引先との間において信頼関係を構築しており、また、外国人株主を含む株主との建設的な対話を重視する経営方針をとっており、機関投資家からも信頼を得ております。上記の理由により、選任をお願いするものであります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 3年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行
平成 6年 4月 当社入社、経営企画室長
平成 8年 3月 取締役経営企画室長兼営業管理部長
平成 16年 4月 当社顧問
平成 17年 7月 株式会社クオリア・コンサルティング設立、代表取締役
平成 19年 1月 フロンティア・マネジメント株式会社執行役員
平成 21年 3月 当社代表取締役社長
平成 21年 4月 代表取締役社長兼営業本部長
平成 25年 3月 代表取締役社長兼営業本部長兼業務管理部管掌
平成 26年 3月 代表取締役社長兼業務管理部管掌
平成 26年 4月 代表取締役社長
平成 26年 7月 取締役
平成 27年 1月 代表取締役社長
平成 27年 3月 代表取締役社長兼営業本部長
平成 28年 5月 代表取締役社長（現任）

所有する当社の株式の数

23,200株

候補者番号

2

みやもと けいじ
宮本 恵司

昭和22年2月13日生

再任

監査等委員でない取締役候補者とする理由

当社の取締役社長補佐として、代表取締役社長を補佐しております。小売業を営む他の上場会社の取締役であったことによる豊富な知見に基づき、取締役会における経営戦略、経営実務、特にマーケティング、広告宣伝及び販売手法等についての議論・検討を牽引しております。また、リユース事業等の新事業や新店舗戦略をはじめとするビジネスモデルの再構築において、社外にて培った豊富な知見から、新たに実施する施策を推進しております。上記の理由により、選任をお願いするものであります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和44年 4月 株式会社三越入社
平成10年 5月 同社取締役
平成11年 3月 同社取締役営業本部副本部長
平成12年 5月 同社常務取締役
平成14年 3月 同社常務取締役本社経営推進室長
平成15年 3月 同社常務取締役本店長
平成17年 3月 同社常務取締役本社グループ事業本部本部長
平成18年 5月 株式会社スタジオアルタ社長
平成20年 4月 一般社団法人日本パブリックビューイング協会 (JPVA) 代表理事代行 (現任)
平成20年 4月 株式会社ジャパン・マネージメント・パートナーズ 代表取締役社長 (現任)
平成20年 4月 関西学院大学経済学部特別講師
平成25年 7月 株式会社パス・コミュニケーションズ専務取締役
平成26年 1月 株式会社ジャパン・マーケティング・コミュニケーションズ 取締役社長 (現任)
平成27年 3月 当社社外取締役
平成27年12月 株式会社パス・コミュニケーションズ代表取締役社長 (現任)
平成28年 8月 当社取締役社長補佐 (現任)

所有する当社の株式の数

なし

候補者番号

3

さ の は る お
佐野 春生

昭和40年2月27日生

再任

監査等委員でない取締役候補者とする理由

当社の取締役専務執行役員として、代表取締役社長を補佐しております。商品開発、流通部門の統括及び経営戦略の企画立案部門等を経験し、近時は営業本部長として、営業部門の統括や営業施策を企画及び立案するなど、豊富な業務経験を有しております。また、お客さまより下取りや買取りを行う家具の査定・補修・卸売等を目的とする当社の子会社リンテリア株式会社の代表取締役社長を兼任しており、グループ会社と共に一丸となっており、リユース事業を展開しております。上記の理由により、選任をお願いするものであります。



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年 4月 当社入社
平成11年 8月 幕張ショールーム店長
平成15年 6月 商品部長
平成17年 3月 執行役員商品部長
平成20年 3月 上席執行役員商品部長
平成21年 3月 取締役上席執行役員商品部長
平成21年 3月 秋田木工株式会社取締役
平成23年 3月 取締役商品部長
平成23年 6月 取締役執行役員商品部長
平成24年 3月 取締役上席執行役員商品部長
平成25年12月 取締役上席執行役員商品流通本部長兼商品部長
平成26年 3月 取締役上席執行役員商品流通本部長
平成26年 8月 取締役上席執行役員流通本部長
平成27年 3月 取締役流通本部長
平成27年 6月 取締役専務執行役員流通本部長
平成27年 8月 取締役専務執行役員流通本部長兼経営企画室長
平成27年10月 リンテリア株式会社代表取締役社長 (現任)
平成28年 5月 取締役専務執行役員営業本部長
平成28年11月 取締役専務執行役員営業本部長兼営業企画部長
平成29年 2月 取締役専務執行役員営業本部長 (現任)

所有する当社の株式の数

なし

4

すぎたにひとし
杉谷仁司

昭和33年6月7日生

新任



監査等委員でない取締役候補者とする理由

当社の執行役員として、代表取締役社長を補佐しております。他社における豊富な実務経験に基づき、経営戦略の企画立案から財務戦略の統括等の経営上の重要な役割を担っております。上記の理由により、資本市場や法務分野での幅広い視野と知見から当社の経営の迅速な意思決定、及び更なる企業価値の向上を図るうえで、経営の要としての活躍が期待できることから、選任をお願いするものであります。

5

あくとつ さとし
阿久津 聡

昭和41年7月11日生

再任 社外 独立



監査等委員でない取締役候補者とする理由

ブランドマネジメント研究の専門家としての豊富な知見に基づき、取締役会におけるブランド戦略、マーケティング活動及びそれを遂行する組織体制等についての議論・検討の際に、的確な助言をいただいております。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、適切な助言をしていただけるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって7年になります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 57年 4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
平成 21年 4月 株式会社三菱東京UFJ銀行中野駅前支店長兼中野駅南口支店長
平成 23年 9月 株式会社ポイント（現 株式会社アダストリア）
執行役員総務部長
平成 27年 8月 当社入社、コーポレートガバナンス推進室兼財務部担当部長
平成 27年10月 財務部長兼コーポレートガバナンス推進室担当部長
平成 28年 3月 執行役員財務部長
平成 28年 3月 秋田木工株式会社取締役（現任）
平成 28年 5月 執行役員財務部長兼経営企画室長（現任）

所有する当社の株式の数

200株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 10年 5月 カリフォルニア大学パーレー校経営学博士（Ph.D.）
平成 10年12月 一橋大学商学部専任講師
平成 12年 4月 同大学大学院国際企業戦略研究科専任講師
平成 13年 6月 同大学大学院国際企業戦略研究科助教授
※平成19年助教授から准教授へ名称変更
平成 18年 6月 ニフティ株式会社社外取締役
平成 20年10月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員准教授
平成 22年 3月 当社社外取締役（現任）
平成 22年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現任）
平成 22年 4月 情報・システム研究機構国立情報学研究所連携研究部門客員教授
平成 25年 9月 株式会社アダストリアホールディングス（現 株式会社アダストリア）
社外取締役（現任）

所有する当社の株式の数

なし

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 阿久津聡氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届出をしております。
3. 阿久津聡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定でございます。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案の提案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は以下に記載のとおりです。

候補者番号

1

ながさわ み ち こ
長沢美智子

昭和26年8月26日生

新任 社外 独立



監査等委員である取締役候補者とする理由

これまで、社外取締役として、取締役会におけるコンプライアンス及びリスク管理等についての議論・検討の際に、弁護士としての知識及び経験からの確かな助言をいただいております。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社の経営の意思決定と監督機能の強化に資していただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役就任期間は、本株主総会最終の時をもって4年になります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和59年 4月 弁護士登録
平成17年 4月 国土交通省独立行政法人評価委員会委員
平成19年 4月 学習院大学法科大学院教授
平成20年 1月 東京丸の内法律事務所パートナー（現任）
平成22年 1月 独立行政法人都市再生機構契約監視委員会委員長（現任）
平成24年 9月 日本振興清算株式会社代表清算人（現任）
平成25年 3月 当社社外取締役（現任）
平成27年 6月 国土交通省国立研究開発法人審議会委員（現任）
平成28年 7月 一般財団法人セゾン現代美術館監事（現任）

所有する当社の株式の数
なし

2

にしやま みやこ
西山 都

昭和35年4月21日生

新任 社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 58年 4月 アーサー・アンダーセン公認会計士共同事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
 平成 15年 9月 株式会社プロティビティジャパン (現 プロティビティ合同会社) 入社
 平成 22年 7月 西山都公認会計士事務所開設 (現任)
 平成 22年12月 株式会社OMC社外取締役
 平成 25年 3月 当社社外監査役
 平成 28年 8月 常勤社外監査役 (現任)

所有する当社の株式の数

なし

監査等委員である取締役候補者とする理由

これまで、社外監査役として、公認会計士の経験から長年にわたり培われた企業会計に係る知見を当社の監査体制に活かしていただいております。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社の経営の意思決定と監督機能の強化に資していただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって4年となります。

3

みとみまさひろ
三富正博

昭和39年2月13日生

新任 社外 独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和 62年10月 アーサー・アンダーセン東京事務所 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所
 平成 3年 9月 アーサー・アンダーセンサンフランシスコ事務所シニア
 平成 6年 9月 同シアトル事務所マネージャー
 平成 8年 3月 同アトランタ事務所シニア・マネージャー
 平成 13年 5月 株式会社バリュークリエイト設立、代表取締役 (現任)
 平成 21年 4月 慶應義塾大学ビジネススクール非常勤講師 (現任)
 平成 26年 3月 株式会社SUMCO社外取締役
 平成 28年 3月 同社社外取締役 (監査等委員) (現任)

所有する当社の株式の数

なし

監査等委員である取締役候補者とする理由

公認会計士の資格を保有し、また経営コンサルティングを事業内容とする会社の代表取締役も務めるなど、長年にわたり培われた企業価値創造に関する専門的知見及び企業経営等に関する専門的知見を有しております。上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社の経営の意思決定と監督機能の強化に資していただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 長沢美智子氏、西山都氏及び三富正博氏は、社外取締役候補者であり、当社は長沢美智子氏及び西山都氏を株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として届け出ております。また、三富正博氏を独立役員として届け出る予定でございます。
 3. 長沢美智子氏及び西山都氏の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、本議案が承認された場合、当社は長沢美智子氏、西山都氏及び三富正博氏の各氏との間で当該契約を締結する予定でございます。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年3月29日開催の第36回定時株主総会において「年額3億円以内」とご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して年額2億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3,000万円以内）と定めることといたしたく存じます。また、監査等委員でない取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在取締役10名（うち社外取締役は5名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員でない取締役は5名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額4,000万円以内と定めることといたしたく存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

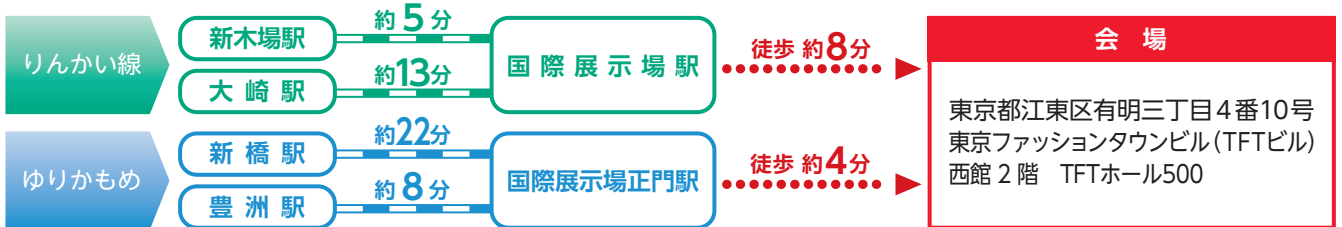
なお、本議案は第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として効力を生じるものといたします。

以上

第46回定時株主総会 会場ご案内図



■ 最寄り駅からのご案内



※最寄り駅からは、東京ファッションタウンビル(TFTビル)東館2階のエントランスよりお入りいただき、奥の西館へお進み下さい。



UD FONT
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。